

雇用ワーキング・グループ関連

提案事項名	該当頁
1 - 資金移動業者が開設する口座への送金による賃金の支払を可能とする旨の労働基準法施行規則7条の2の改正 1
2 - 主婦も会社をつくりやすく！ 1

番号	受付日	所管省庁への検討要請日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁
1	27年 9月25日	27年 10月13日	資金移動業者が開設する口座への送金による賃金の支払を可能とする旨の労働基準法施行規則7条の2の改正	<p>労働基準法施行規則7条の2の改正により、労働者の同意を得た場合には、資金移動業者が開設する口座への送金により、賃金を支払う事を可能とする旨を規定する事を提案する。</p> <p>賃金の支払方法について、現在、労働基準法24条1項は、賃金の通貨払いの原則を定めるが、労働基準法施行規則7条の2は、使用者は、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預貯金口座へ振込の方法、証券会社の証券総合口座への振込の方法によって、賃金を支払う事ができると定めている。</p> <p>一方、平成22年4月1日より施行された資金決済に関する法律(以下「資金決済法」という)においては、銀行以外の事業者も登録を行う事により、銀行と同様に、送金を扱う事ができる事とされており、現在、資金移動業者として40社が登録され、各種資金移動サービスが実施されている。</p> <p>資金移動業者のサービス形態においては、口座(アカウント)を開設して、利用者のATM等からの引き出しを可能としたり、商品・サービス等の代金への充当を可能としたり、他の利用者に対する送金を可能としたりする事ができる。</p> <p>近年、電子マネーの普及等により決済方法の多様化が進み、資金移動業者を通じた送金・決済の利用額も増加している。それに伴い、欧米においては給与を上記口座に着金させて、カード等で引き出しや商品・サービス等の代金への充当等を可能とするペイロールカードが現に提供されている。日本でも、クレジットカードを有さない利用者でも、上記カード等の提供が行われれば、ATM等で出金するほか、Visaやマスターカード等の取扱加盟店での商品・サービス提供を受ける事ができる事から、利用者利便に資するものとしてサービス導入の需要が高まっている。</p> <p>資金移動業者は法律上銀行と同様に送金を取り扱う事ができる事業者となっているうえ、決済未了の資金は、法律上定められる資産保全方法によって100%保全されているため、これを給与の支払方法の一つとしたとしても、労働者保護に欠けるものではない。キャッシュレス決済の普及による決済の利便性・効率性の向上を掲げる政府の政策とも合致する(『日本再興戦略』改訂2014-未来への挑戦-」77頁)</p> <p>したがって、通貨払いの原則の例外として、資金移動業者が開設する口座への送金の方法で、賃金支払を可能とするよう改正を要望する。</p>	株式会社 K o r t V a l u t a	厚生労働省
2	27年 10月25日	27年 11月9日	主婦も会社をつくりやすく!	<p>夫の扶養に入っている主婦が小さな会社をつくらうとすると、会社の代表というだけで(大した所得もないのに)扶養から抜け、社会保険に入らなければならないので、会社の設立に二の足を踏む。 主婦が小さな会社を作るようなケースでは、夫の扶養に入ったままでいられるような規制改革を提案します。</p>	個人	厚生労働省